

ドイツ実用新案（Gebrauchsmuster）の徹底調査報告

Executive Summary（要約）

ドイツの実用新案（Gebrauchsmuster）は、技術的発明を対象とする国内登録型の「未審査（実体要件を登録前に審査しない）」保護制度であり、特許より迅速・低コストで権利化できる一方、登録＝有効性保証ではなく、後発の削除（Löschung）・無効判断リスクを強く内包します。¹

制度運用の中心である ドイツ特許商標庁（DPMA）² は、実用新案を形式審査中心で登録し、登録後（登録から約4週間後）に公報（Gebrauchsmusterschrift）を公開する運用を示しています。³ 2024年には実用新案出願が9,577件、登録（入籍）が9,064件と報告され、登録手続（同年に処理された案件）の成功率は91.4%とされています。⁴

実体要件（新規性・進歩性相当の「erfinderischer Schritt」・産業上利用可能性）は登録前に審査されないため、実務上は「（登録前・登録直後の）先行技術調査」と「登録後の権利行使局面での有効性担保（検索・削除手続での防御）」が戦略の中核になります。DPMAは、実用新案では特に出願前調査が重要であること、そして申請によりDPMAが検索（§ 7検索）を行う制度があることを明示しています。⁵

統計上、2024年の技術分野別では「電気機械・電気エネルギー」が最大（1,113件）で、海外出願比率は45.3%（4,343件）と高い水準が続いています。⁶

制度の定義と保護範囲

ドイツ実用新案の基本像は、「特許に近い排他権を、実体審査抜きで早期に登録する制度」です。DPMAの情報冊子は、実用新案を“特許の小さな兄弟”と位置づけ、特許と同様に技術的発明を保護し得る一方で、登録は主として提出書類が制度要件に適合するか（形式面）に依存することを示しています。⁷

保護対象

保護対象は「技術的発明」であり、実用新案は特許と同様に技術的発明を保護し得る（化学物質・医薬等を含む）とDPMA冊子は説明しています。⁸

一方で、実用新案では「手続（製造方法・作業方法など）」は保護対象外であることが、DPMA FAQおよび判例（後掲）レベルで明確です。⁹

またDPMA冊子は、（少なくとも同冊子の説明範囲では）バイオテクノロジー関連発明が除外され得る旨も記載しています。⁸

登録要件（実体要件）と「未審査」の意味

実用新案として成立するための実体要件として、DPMA冊子は「新規性」「erfinderischer Schritt（進歩性に相当）」「産業上利用可能性」を挙げつつ、登録手続ではこれらが審査されない（ungeprüft）ことを明示しています。¹⁰

DPMA年次報告も、実用新案は特許のように保護要件が審査されないため、より確実な権利として運用するには早期の検索申請が有効である旨を述べています。¹¹

さらに、後述の主要判例「Demonstrationsschrank」は、実用新案におけるerfinderischer Schrittの評価は「量的（低いハードル）ではなく質的判断」だとし、特許法理で発達した判断枠組みの参照を肯定しました（ただし、実用新案特有の先行技術定義差を踏まえる必要がある）。¹²
このため「実用新案は特許より進歩性が緩い」という経験則的な理解は、少なくともドイツ実務ではリスクの高い前提になります。¹³

存続期間と更新（維持）

DPMAは、実用新案の保護はまず3年で成立し、更新により最長10年まで延長できると説明しています。¹⁴
維持には更新料（Aufrechterhaltungsgebühr）が必要で、DPMAの料金表では、3年経過後に第1回（210ユーロ）、6年経過後に第2回（350ユーロ）、8年経過後に第3回（530ユーロ）とされています。¹⁵
更新料の支払期限・猶予期間（2か月無加算、さらに4か月は50ユーロの遅延加算で納付可能）もDPMAが具体例付きで示しています。¹⁶

保護範囲の構造と限界

保護範囲は、提出された「クレーム（Schutzansprüche）」で画定され、説明・図面はクレーム解釈に用いられることがDPMA FAQで強調されています。¹⁷
制度上の限界として重要なのは、(a) 手続発明が対象外であること、(b) 先行技術（Stand der Technik）の定義が特許より狭い（“絶対新規性”ではない）こと、(c) 登録前の実体審査がないこと、の3点です。¹⁸

先行技術についてDPMAは、実用新案では「世界の書面公知（特許文献等）」は広く含む一方、「公然実施（Benutzung）」はドイツ国内で公衆にアクセス可能となった場合に限って新規性阻却要因となり得る、と説明しています。¹⁹

またDPMAは、口頭の開示は原則として先行技術に含まれない旨を説明しており、これは特許との重要な相違点です。²⁰

加えて、出願人に6か月の新規性グレース（Neuheitsschonfrist）が与えられることがDPMA FAQで明示されています。²¹

出願から登録までの手続き

出願書類と形式要件

DPMAは、実用新案出願に「公式フォーム（Antrag auf Eintragung）」の使用を求め、添付として「発明の説明（Beschreibung）」「クレーム（Schutzansprüche）」を基本書類とし、必要に応じて「図面（Zeichnungen）」を付す構造を示しています。²²

重要な形式面の注意点として、DPMAは「説明・クレーム・図面を同一シートに混載しない」「カラー資料や手書き資料は不適合」「図面は白黒前提で写真は代替にならない」等を明示しています。²³

さらにDPMAは、（出願人表示・登録請求・説明書の欠缺など一定の場合に）出願が無効になり得ると強く警告しています。²³

審査の有無と登録までの期間

DPMAによれば、出願後は受付確認（出願日・番号）を受け、出願料が3か月以内に納付されないと出願は取下げ扱いとなります。²⁴

その後、DPMAは「提出書類が実用新案規則に適合しているか」という形式審査を行い、併せて「発明が原則として実用新案として保護可能か（例えば手続でないか等）」を審査すると説明しています。²⁵

DPMA FAQでは、登録手続は平均4.0か月（Stand 2024）で終了するとされています。²⁰

登録されると権利が発生し、登録から約4週間後に実用新案公報が公開され、DPMAのデータベースで検索可能になります。²⁶

費用（官費）と期限管理

DPMAの料金表によれば、国内出願の出願料はオンライン30ユーロ／紙40ユーロで、任意の検索（登録要件ではない）の手数料が250ユーロです。 ¹⁵

削除申請（Löschungsantrag）は300ユーロで、維持更新料は前記のとおりです。 ²⁷

DPMAは料金請求書を送らない運用であることや、誤認を誘う支払請求への注意喚起も行っています。 ¹⁶

優先権・補正・分割・PCT・特許からのAbzweigung

優先権は、DPMAが「国外出願をする場合、通常12か月以内に優先権主張が可能」と説明しており、これは実用新案がドイツ国内権である点（後述）とセットで実務上重要です。 ²⁸

補正については、DPMAが一貫して「出願日に提出した書類に、後から技術的特徴を追加できない」と明示しており、追加すると拒絶・取下げや出願日の繰下げが起こり得ると説明しています。 ²⁹

分割（Teilung／Ausscheidung）については、DPMAの出願フォーム運用上「一出願一発明」や関連申請の取り扱いが存在することはDPMA資料群から読み取れますが、本報告で参照した一次情報だけでは、分割の具体的な期限・要件（いつまで、どういう手続で、どの範囲で認められるか）を網羅的に確定できませんでした（未指定）。 ³⁰

PCT（国際出願）からの国内移行について、DPMAは「PCT国内段階での実用新案登録」用の料金項目（出願料40ユーロ、検索250ユーロ）を掲げています。 ¹⁶ 2024年には、PCT国内段階の件数が427件（前年比+20.3%）と報告されています。 ³¹

特許出願からのAbzweigung（分岐）は、実用新案戦略の中核です。DPMA冊子は、特許出願～特許登録の「保護がない／限定的な期間」を補う補完的手段としてAbzweigungを推奨し、分岐した実用新案が登録されれば、特許手続の帰趨にかかわらず差止・損害賠償等の「完全な保護（vollen Schutz）」を得る旨を述べています。 ³²

DPMA年次報告によれば、2024年のAbzweigungは953件（全出願の10.0%）とされ、実務上広く使われていることが示唆されます。 ³³

出願から権利行使までの全体フロー

以下は、DPMAの手続説明・年次報告・判例（仮処分要件）を踏まえた、実務的な標準フローの模式図です。

³⁴

flowchart TD

```
A[発明の整理・先行技術調査] --> B[実用新案出願（DPMA）申請書・説明・クレーム・必要なら図面]
B --> C{出願料納付（3か月以内）}
C -- 未納 --> Cx[取下げ扱い]
C -- 納付 --> D[形式審査（書式・必要事項）+原則的保護可能性（例：手続除外）]
D --> E{瑕疵あり?}
E -- 重大瑕疵 --> Ex[拒絶（再出願検討）]
E -- 補正で解消 --> F[登録（入籍）]
E -- 瑕疵なし --> F
F --> G[約4週間後：公報公開・検索可能]
F --> H[権利行使（警告・交渉・訴訟）]
H --> I{相手が有効性を争う?}
I -- はい --> J[DPMAで削除手続（Löschung）または並行して防御]
```

J --> K[決定（維持/一部削除/削除）→不服はBPatGへ]
H --> L[仮処分（迅速救済）※高い有効性疎明が重要]
F --> M[維持更新（3年/6年/8年）]

登録後の権利行使と争い方

権利の基本効果（排他権）

DPMA冊子は、実用新案が登録されると「特許と同様の権利」を持ち、権利者のみが実施（製造・流通等）でき、他者に禁止できると説明しています。³⁵

また、実用新案は登録前に実体審査がないため、権利行使局面で相手方が新規性・発明性欠如を主張し、削除手続で争われる構造であることがDPMA資料から一貫して読み取れます。³⁶

民事的救済：差止・損害賠償・情報提供・廃棄等

条文レベルでは、（今回、ドイツ法令の公式全文サイトが技術的理由で安定取得できなかったため）WIPO Lex収録の実用新案法（改正履歴1994と表示）を参照すると、侵害に対し差止請求および故意・過失による損害賠償が規定されています。³⁷

同収録法文は、侵害製品の廃棄（または侵害状態除去）、侵害品の流通経路等の情報提供請求、時効（3年等）なども規定しています。³⁸

これらはDPMA冊子の「差止・損害賠償等の権利が発生する」との説明とも整合します。³⁹

未指定：上記条文はWIPO Lex収録版（表示上1994時点）に依拠しており、現行条文の完全一致までは一次情報で検証し切れていません（ただしDPMAの現行運用説明と主要部分は整合）。⁴⁰

管轄と訴訟：侵害訴訟・仮処分

DPMAは、侵害（差止・損害賠償・刑事申立て）については通常裁判所（ordentliche Gerichte）が管轄すると説明しています。⁴¹

WIPO Lex収録法文では、実用新案紛争（Gebrauchsmusterstreitsachen）は地方裁判所（Landgerichte）の民事部が専属管轄である旨が規定されています。⁴²

仮処分（einstweilige Verfügung）による差止は、理論上は可能でも実務上ハードルが高いことが、デュッセルドルフ高等地方裁判所の判例から強く示唆されます（後掲）。⁴³

無効審判に相当する「削除（Löschung）」手続

DPMAによれば、実用新案の削除申請は「誰でも」行え、特段の利害や期限は不要で、理由付記の書面申請と、申請後3か月以内の手数料納付（300ユーロ）が必要です。⁴⁴

DPMA冊子およびDPMA削除手続ページは、削除は未審査権である実用新案の「耐久試験

（Bewährungsprobe）」であり、この場で新規性・発明性等が争われ得ることを明確にしています。⁴⁵

決定は（1名の法律家＋当該技術分野の2名の特許審査官）から成る合議体が行い、決定に対しては連邦特許裁判所への不服申立て（Beschwerde）が可能とされます。⁴⁶

費用面では、DPMAは民事訴訟同様に敗訴側負担（相手方費用も含む）が原則である点を明示しており、削除申請のコストリスク管理が不可欠です。⁴⁷

実務上の注意点と戦略

先使用权（Vorbenutzungsrecht）と例外の位置づけ

WIPO Lex収録法文では、実用新案について「特許法の先使用权（§ 12 PatG）等の規定が準用される」旨が規定されています。⁴²

したがって、先使用（出願前からの国内使用等）を根拠に、登録実用新案に対して防御（権利の効力制限）が成立し得る点は、ドイツ実用新案の重大な実務論点です。⁴⁸

一方、先使用权の成立要件（「どの程度の実施・準備で足りるか」「企業内外注の扱い」等）の詳細は、本報告で参照した一次情報のみでは体系的に確定できませんでした（未指定）。⁴²

公開と新規性：6か月グレースと“書面公知中心”の先行技術

ドイツ実用新案は、先行技術が特許より狭い（絶対新規性ではない）一方、世界の書面公知は広く含む、という二層構造を持ちます。DPMAは、口頭開示は先行技術に含まれず、国内での公然実施のみが阻却要因となり得ること、さらに6か月グレースがあることを説明しています。⁴⁹

この特徴は「権利化のしやすさ」に寄与する一方、特許（特に欧州特許）を並行検討する場合には、口頭・国外使用等も含めて新規性が問われるため、実用新案だけを前提に公開判断をすると特許側で致命傷になり得ます（実用新案の“甘さ”が国際特許の“甘さ”を意味しない）。⁵⁰

技術分野の制限：手続除外とクレーム設計

DPMAは、特許では保護可能でも、実用新案では（少なくとも手続、ならびにDPMA冊子が例示する範囲でバイオ分野等が）保護対象外になり得るとしています。⁵¹

加えて、主要判例「Feldmausbekämpfung」は、実用新案登録手続においても「手続除外（§ 2）」に該当するかの審査が行われ得ることを示しており、クレームが“手続（製造方法・作業方法）”として評価される設計は登録段階での拒絶リスクを高めます。⁵²

特許との使い分け：有効性担保とスピードの二正面作戦

DPMA冊子と年次報告は、実用新案の強みを「早い」「安い」「特許出願～登録のギャップを埋める（Abzweigung）」点に置いています。⁵³

その反面、未審査であることから、登録後に権利行使できない（あるいは削除される）リスクがあるとDPMA自身が明示しています。⁵⁴

このトレードオフに対し、DPMAが制度的に用意する“中間的な有効性担保”が、(a) 出願前の自己調査、(b) DPMA検索（§ 7検索）申請、(c) 争訟局面での削除手続での防御、です。⁵⁵

特に仮処分を狙う場合、有効性（少なくとも高度の蓋然性）を示す材料が重要となる点は、判例上も強く示唆されています。⁵⁶

主要判例と実務への影響

この節では、実用新案実務に強い影響を与えた（または実務上参照頻度が高い）裁判例を、要旨と示唆に落とし込みます。

Demonstrationsschrank (BGH 2006-06-20, X ZB 27/05)

本件は、実用新案の「erfinderischer Schritt」が特許の「erfinderische Tätigkeit」と同様に質的判断であり、特許で発達した判断枠組みを参照し得る（ただし実用新案特有の先行技術定義差を考慮する）と述べました。¹²

同時に、法院は「新規性・進歩性の実体判断は登録時点で担保されない」実用新案の制度構造を前提に、無効・削除手続（または存続期間満了後の無効確認）で適切に争われるべきことを手続面でも示しています。

57

実務的示唆は明確で、ドイツ実用新案について「特許より進歩性要件が低いから通る」という発想は危険であり、実質的には特許同等レベルの発明性を前提にクレーム設計・先行技術評価を行うべきです。

13

Feldmausbekämpfung (BGH 2018-03-27, X ZB 18/16)

本件は、実用新案登録手続において「新規性・発明性・産業上利用可能性」等は審査対象外である一方、手続除外などの「§ 2の障害 (Schutzhindernisse)」は審査対象になり得る、という線引きを明確化しました。

52

また、手続発明が実用新案で保護されないこと (§ 2 Nr.3) が憲法 (財産権・平等原則) に反しないという判断も示しており、制度設計として“手続は特許で守れ”という政策判断が司法的に追認された形です。

58

実務的には、(a) 方法クレームの逃げ道は基本的に閉ざされていること、(b) 手続除外リスクがある発明は、製品 (装置・物) としてのクレーム化や特許ルートでの確保を優先すべきこと、(c) DPMAが登録段階で拒絶し得る領域 (§ 2) を意識して出願設計すべきこと、が示唆されます。

59

仮処分と「有効性疎明」のハードル (OLG Düsseldorf 2011-12-08, I-2 U 79/11)

デュッセルドルフ高等地方裁判所は、特許・実用新案の仮処分では「侵害」だけでなく「権利の有効性」について高い確実性が必要であると述べ、未審査で登録される実用新案については、原則として「削除手続で一度でも維持判断 (第1審決定) が出ている」ことが仮処分の要件になる、という厳格な発想を示しました。

43

実務的示唆としては、仮処分で即時差止を狙うなら、(a) 先行技術調査・DPMA検索の結果を早期に揃える、(b) 争いが見込まれる場合は削除手続での“第一段階の有効性判断”を先に獲得する、(c) 逆に被疑侵害者側は削除申請により仮処分を牽制できる、という攻防設計が重要になります。

60

統計・利用状況

DPMA年次報告 (2024) に基づき、近年の利用状況を整理します。

6

年次出願件数と登録動向

出願件数 (2020-2024) (DPMA受付ベース)

年	出願件数
2020	12,313
2021	10,575
2022	9,470
2023	9,703
2024	9,577

出典: DPMA Jahresbericht 2024 (Gebrauchsmuster)

4

2024年は前年比-1.3%の小幅減（9,577件）で、電子出願比率は76.2%と報告されています。⁴
同年の登録（入籍）は9,064件で、2024年に処理された登録手続の成功率は91.4%とされています（ただし「出願→登録率」ではなく「当該年に処理された手続の成功率」という統計の定義に注意が必要です）。⁴

参考画像（統計や制度の視覚的把握）

技術分野別傾向（Top 5）

DPMAは、WIPOのIPC技術分野コンコーダンスに基づくTop 5分野を公表しています。2024年の上位は以下のとおりです。³¹

技術分野（DPMA表記）	2024年件数	前年比
電気機械・電気エネルギー	1,113	+3.9%
家具・ゲーム	912	+10.9%
建設	878	+0.7%
輸送	865	-5.9%
医療技術	618	+3.3%

出典：DPMA Jahresbericht 2024（Top 5 Technologiefelder）³¹

出願人の国籍・国内外比率

2024年の海外出願は4,343件（全体の45.3%）で、海外比率は上昇したと報告されています。³¹
国別では中国が1,620件（16.9%）で突出し、次いでインド523件（5.5%）、台湾360件（3.8%）、米国337件（3.5%）などが続きます。⁶¹
またPCT国内段階の件数は427件に増加しました。³¹

付随指標：Abzweigung・検索・削除

2024年のAbzweigungは953件（10.0%）で、特許と併用する実務ニーズの強さが示唆されます。⁶²
同年にDPMAへ提出された有効な検索申請は1,196件で、処理された検索は1,237件と報告されています。⁶³
削除申請は56件で、前年比では減少しています。⁶⁴

日本・欧州特許制度との比較と一次情報源

ドイツ国内での比較：特許 vs 実用新案

以下は、DPMAの公式説明とEPC条文を主に用いた比較です。⁶⁵

観点	ドイツ特許（概念）	ドイツ実用新案
実体審査	あり（典型）	原則なし（新規性・発明性等は登録前不審査） ⁶⁶
権利化スピード	相対的に遅い（年単位になり得る）	平均4.0か月、条件が揃えば短期登録も想定 ⁶⁷

観点	ドイツ特許（概念）	ドイツ実用新案
存続期間	20年（一般）	3年→最長10年（更新制） ¹⁴
保護対象	手続・物を含む（一般）	手続は対象外（方法クレーム不可） ⁹
有効性の安定性	審査により相対的に高い	未審査ゆえ争われやすい（検索・削除対応が重要） ⁶⁸
戦略	長期・広域保護の柱	ギャップ補完・短サイクル製品・早期抑止（Abzweigung含む） ³²

日独の実用新案比較（実務インパクト中心）

日本の実用新案は、無審査登録である点はドイツと似ますが、「保護対象の狭さ」と「権利行使前の技術評価書提示義務」が大きく異なります。⁶⁹

観点	日本の実用新案	ドイツの実用新案
保護対象	「物品の形状、構造又は組合せ」に係る考案（制度目的・対象が限定的） ⁷⁰	技術的発明（化学物質等も含み得るが手続は除外） ⁷¹
審査	形式審査中心（無審査主義） ⁷²	形式審査中心＋§2障害等は審査対象になり得る ²⁵
権利行使の前提	技術評価書を提示して警告後でなければ行使不可 ⁷³	そのような一律の「評価書提示義務」は一次情報上確認できず（未指定）
有効性担保	技術評価書が客観的判断材料となる。手数料例：42,000円＋請求項数×1,000円 ⁷⁴	DPMA検索（任意・250ユーロ）と削除手続で争われる ⁷⁵
存続期間	出願から最長10年（教材・セミナー資料で説明） ⁷⁰	最長10年（更新制） ¹⁴

欧州特許制度（EPO）との比較：戦略上の分岐点

ドイツ実用新案はドイツ国内権であり、欧州特許のような「一手続で複数国に権利を得る」枠組みとは別物です。DPMAは「欧州実用新案出願は存在しない」ことを明示しています。⁷⁶

対照的に、欧州特許は欧州特許条約（EPC）に基づき、出願公開（原則18か月）と審査・付与、付与後9か月の異議申立てといった制度設計を持ちます。⁷⁷

存続期間はEPC第63条で20年と規定されています。⁷⁸

以上を踏まえると、戦略的には次のような「役割分担」が合理的です（一般化であり個別案件は未指定）。

⁷⁹

ドイツ市場で短期に強い抑止力を得たい場合は実用新案（特にAbzweigung）を活用しつつ、EU複数国で中長期の安定権利を狙う場合は欧州特許を軸に置く、という二正面作戦がDPMA資料からも示唆されます。⁸⁰

参考となる公式・一次情報源（抜粋）

以下に、今回参照した主要一次資料（公式ページ、公式PDF、判決テキスト）を整理します。本文中の引用・数値はこれらに依拠しています。⁸¹

- ドイツ連邦通常裁判所（BGH）⁸²：主要判例（Demonstrationsschrank、Feldmausbekämpfung等の参照先）⁸³
- 連邦特許裁判所（BPatG）⁸⁴：削除手続決定への不服申立て先（DPMA説明）⁴⁶
- デュッセルドルフ高等地方裁判所⁸⁵：仮処分の有効性疎明に関する重要判断⁴³
- 日本特許庁（JPO）⁸⁶：日本実用新案の制度説明（技術評価書・行使要件など）⁷³
- 欧州特許庁（EPO）⁸⁷：EPC条文（20年、18か月公開）、異議申立て等の一次資料⁸⁸
- 世界知的所有権機関（WIPO）⁸⁹：WIPO Lex（条文参照の代替）、国別制度案内⁹⁰

参考URL（コピー用、コード内のみ記載）

DPMA 実用新案FAQ: <https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/faq/index.html>
DPMA 手数料（実用新案）: <https://www.dpma.de/service/gebuehren/gebrauchsmuster/index.html>
DPMA 登録手続: <https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/eintragungsverfahren/index.html>
DPMA 削除手続: <https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/loeschungsverfahren/index.html>
DPMA 年次報告 2024（実用新案）: https://www.dpma.de/digitaler_jahresbericht/2024/jb24_de/gebrauchsmuster.html
DPMA Merkblatt für Gebrauchsmusteranmelder（PDF）: <https://www.dpma.de/docs/formulare/gebrauchsmuster/g6181.pdf>
DPMA Gebrauchsmuster-Recherberichtlinien（PDF）: <https://www.dpma.de/docs/formulare/gebrauchsmuster/g6183.pdf>
JPO 実用新案のいろは: <https://www.jpo.go.jp/system/basic/jituyo/index.html>
EPC Article 63（20年）: <https://www.epo.org/en/legal/epc/2020/a63.html>
EPC Article 93（18か月公開）: <https://www.epo.org/en/legal/epc/2020/a93.html>
EPO Oppositions（9か月）: <https://www.epo.org/en/applying/european/oppositions>

¹ ⁷ ⁸ ¹⁰ ¹⁹ ³² ³⁵ ³⁶ ³⁹ ⁴⁵ ⁵³ ⁵⁴ ⁶⁶ ⁷¹ ⁸⁰ ⁸⁴ https://www.dpma.de/docs/dpma/veroeffentlichungen/broschueren/5/bro_gebrauchsmuster_dt.pdf
https://www.dpma.de/docs/dpma/veroeffentlichungen/broschueren/5/bro_gebrauchsmuster_dt.pdf

² ³ ²⁴ ²⁵ ²⁶ ²⁹ ³⁴ <https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/eintragungsverfahren/index.html>
<https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/eintragungsverfahren/index.html>

⁴ ⁶ ¹¹ ³¹ ³³ ⁶¹ ⁶² ⁶³ ⁶⁴ ⁷⁹ ⁸⁶ https://www.dpma.de/digitaler_jahresbericht/2024/jb24_de/gebrauchsmuster.html
https://www.dpma.de/digitaler_jahresbericht/2024/jb24_de/gebrauchsmuster.html

⁵ ⁵⁵ ⁶⁸ <https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/recherche/index.html>
<https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/recherche/index.html>

⁹ ¹⁴ ¹⁷ ¹⁸ ²⁰ ²¹ ²² ³⁰ ⁴⁹ ⁵⁰ ⁵¹ ⁶⁵ ⁶⁷ ⁸¹ ⁸⁷ <https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/faq/index.html>
<https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/faq/index.html>

¹² ¹³ ⁵⁷ ⁸³ <https://www.anwalt24.de/browse/document/67ee6e4a-178e-49e0-b0f6-2babd4db69dc>
<https://www.anwalt24.de/browse/document/67ee6e4a-178e-49e0-b0f6-2babd4db69dc>

15 16 27 75 <https://www.dpma.de/service/gebuehren/gebrauchsmuster/index.html>

<https://www.dpma.de/service/gebuehren/gebrauchsmuster/index.html>

23 <https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/anmeldung/tipps/index.html>

<https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/anmeldung/tipps/index.html>

28 76 https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/gebrauchsmusterschutz_im_ausland/index.html

https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/gebrauchsmusterschutz_im_ausland/index.html

37 38 40 42 48 90 <https://www.wipo.int/wipolex/zh/text/461379>

<https://www.wipo.int/wipolex/zh/text/461379>

41 44 46 47 <https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/loeschungsverfahren/index.html>

<https://www.dpma.de/gebrauchsmuster/loeschungsverfahren/index.html>

43 56 60 82 https://www.justiz.nrw.de/nrwe/olgs/duesseldorf/j2011/l_2_U_79_11urteil20111208.html

https://www.justiz.nrw.de/nrwe/olgs/duesseldorf/j2011/l_2_U_79_11urteil20111208.html

52 58 59 85 <https://datenbank.nwb.de/Dokument/733123/>

<https://datenbank.nwb.de/Dokument/733123/>

69 73 74 <https://www.jpo.go.jp/system/basic/jituyo/index.html>

<https://www.jpo.go.jp/system/basic/jituyo/index.html>

70 72 89 https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2025_nyumon/1_2_2.pdf

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2025_nyumon/1_2_2.pdf

77 <https://www.epo.org/en/legal/epc/2020/a93.html>

<https://www.epo.org/en/legal/epc/2020/a93.html>

78 88 <https://www.epo.org/en/legal/epc/2020/a63.html>

<https://www.epo.org/en/legal/epc/2020/a63.html>